

# 平成24年度介護報酬改定案

## 介護療養型医療施設

### 説明資料

平成24年3月 新潟県 高齢福祉保健課

平成24年度介護報酬・基準の改定内容

①介護報酬関係

<介護療養型医療施設>

重要:必ず確認すること!  
提出方法等は後日通知

対象	目的	算定要件	改正後の加算・単価等 ◆=新規、◇=一部修正	留意点	告示、通知等	体制届
療養病床を有する病院・診療所・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	評価の見直し		※例 ◇療養型介護療養施設サービス費(I):従来型個室 要介護1 683単位/日 → 670単位/日 要介護2 793単位/日 → 778単位/日 要介護3 1,031単位/日 → 1,011単位/日 要介護4 1,132単位/日 → 1,111単位/日 要介護5 1,223単位/日 → 1,200単位/日		1(3)H12告示21 P86(病),P94(診), P99(認) 2(2)H12通知40 P416	不要
	口腔ケアの取組みの充実	・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行っていること ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること	◆口腔機能維持管理加算 110単位/月 (旧:口腔機能維持管理加算→ 口腔機能維持管理体制加算 30単位/月)	●口腔機能管理体制加算を算定している入院患者について口腔ケアを実施した場合に算定すること。 ●医療保険において訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、算定しない	1(3)H12告示21 P92(病),P97(診) P106(認) 2(2)H12通知40 P422(準用P406)	
	栄養ケア・マネジメントの充実	・医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士等が共同して移行計画を作成していること ・計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に算定	◇経口移行加算 28単位/日	●医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口移行計画を作成すること	1(3)H12告示21 P91(病),P97(診), P105(認) 2(2)H12通知40 P422(準用P404)	
	栄養ケア・マネジメントの充実	・医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること ・歯科医師が指示を行う場合にあっては、指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。	◇経口維持加算(I) 28単位/日 ◇経口維持加算(II) 5単位/日	●医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、経口維持計画を作成すること	1(3)H12告示21 P92(病),P97(診), P105(認) 2(2)H12通知40 P422(準用P405)	
療養院病床を有する病院	認知症への対応強化	・医師が、認知症の行動・心理症状により在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者であること ・入院した日から起算して7日を限度として算定	◆認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日	●医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に算定できる ●入院前1月の間に、当該施設に入院したことがない場合及び過去1月の間に当該加算(他サービスを含む)を算定したことがない場合に算定できる	1(3)H12告示21 P93(病),P98(診) 2(2)H12通知40 P423(準用P408)	
◆介護職員処遇改善加算【新規】については、「サービス共通事項」に記載のとおり						

介護報酬改定資料 ～介護療養型医療施設に係る告示・通知（抜粋）～

※ ページは、H24.2.23 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議  
別冊資料のページ

	ページ
1 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 （平成 12 年厚生省告示第 21 号）	… P 86～107
2 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の 規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型 医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（案） （平成 11 年厚生省令第 41 号）	… P 321
3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期 入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定 施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴 う実施上の留意事項について （平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 416～424 準用 P383～384 P386～387 P398 P401～414
4 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について （平成 12 年 3 月 1 7 日老企第 45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	… P 607

当該資料は、平成 24 年 2 月 23 日時点での厚生労働省案を抜粋して作成したものであり、改正後の省令、関係通知により変更がある場合がありますので、ご留意下さい。